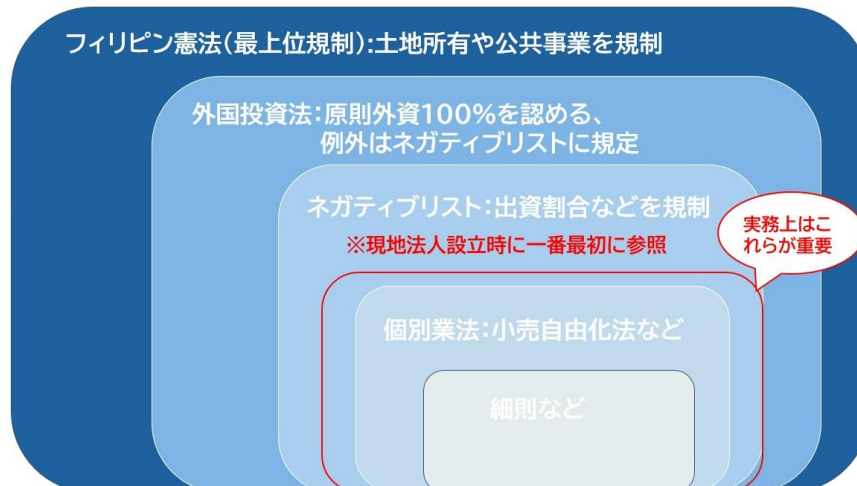


フィリピンにおける外資規制の概要

フィリピンの高い経済成長率や旺盛な消費の取り込みを図るため、最近では小売業やサービス業を中心にフィリピンへの進出が増加傾向にあります。今回はフィリピンにおける外資規制について説明します。

1. 外資規制の全体像



フィリピンの外資規制は、①憲法、②外国投資法、③ネガティブリスト、④個別業法、⑤細則などの5層構造となります。実務上はネガティブリストで外資割合を確認し、各種許認可は個別業法、細則で確認します。なお、ネガティブリストは2026 年 4 月に改訂されており、一部小売業などに緩和が認められました

2. ネガティブリストについて（詳細は別紙参照願います）

- (1) ネガティブリストにより外国人や外資の就業、参入を禁止及び制限する分野が定められています。
- (2) リスト A は憲法や特別法により、外国人の就業や外資の参入が制限される分野となります。
例) マスメディア、専門職(医師など)、協同組合、民間警備会社、核・科学・生物兵器製造など
- (3) リスト B は安全保障・防衛・保険・公衆衛生・公序良俗・中小企業保護の観点から外資、外国人による投資・所有が制限される分野となります。
例) 防衛・軍需関連、危険物関連、小売業(資本金25千万ペソ未満)など
- (4) 本リストに掲載がない業種、例えば製造業やサービス業については外資100%による設立が認められています。但し、外資比率40%超の場合、外国企業とみなされるため、最低資本要件が課されます。
製造業を例にすると、国内市場が中心の場合は 20 万米ドル、輸出が中心(輸出比率60%超)の場合は 5 千ペソ程度から可能とされており、最低資本金額が変わる点には注意が必要です。

3. 今後の動向

- (1) 現在のフィリピンの人口は、約1.1億人といわれており、2030 年ごろには日本の人口を逆転する見込みです。
- (2) 加えて、フィリピンの GDP に占める国内消費割合は約 7 割とかなり高く、世界でも有数の消費主導型経済とされています。また平均年齢も 26 歳と若く、東南アジアにおいて消費拡大余地が大きい市場となっています。
- (3) これらの観点から、小売業、飲食業、サービス業にとっては ASEAN 有数の魅力的な市場です。
- (4) 一方で製造業にとっては周辺の ASEAN 諸国と比較した場合、高価な電力や脆弱なサプライチェーンを主因に環境が整っていないことがネックとなっています。このような環境を改善するため、フィリピン政府はインフラ設備の増強を行うとともに、製造業に対し「CREATE MORE 法」にて税制優遇を拡大し、投資の呼び込みをおこなうことで製造業誘致に力をいれています。
- (5) 引き続きフィリピンにおける各種情報について発信していきます。

以 上

<別紙:ネガティブリスト>

本情報は、弊行が信頼できるとされる情報ソースから入手した情報、データをもとに作成しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。
お取引などの最終判断は、お客さまご自身で行なっていただきますようお願い申し上げます。

リスト A(憲法や特別法による制限される分野)

分類	業種・事業	外資上限比率
メディア	マスメディア(録音事業除く)	0%
専門職	弁護士、建築士、医師、看護師、会計士等	0%
協同組合	Cooperative	0%
鉱業	小規模鉱業	0%
海洋資源	EEZ・領海内の海洋資源利用	0%
娯楽	闘鶏場(Cockpit)運営	0%
雇用サービス	雇用あっせん業	25%
国防関連	防衛施設建設契約	25%
広告	広告業	30%
天然資源	探査・開発・利用	40%
土地	私有地所有	40%
教育	私立教育機関	40%
漁業	商業漁船運航	40%
公益事業	送電、水道、下水、港湾、公共輸送	40%
政府調達	物品調達・公共工事・コンサル契約	原則 40%
小売業	払込資本金 2,500 万ペソ未満	40%
インフラ案件	高度技術を要する政府案件	最大 75%

リスト B(安全保障・防衛・保険・公衆衛生・公序良俗・中小企業保護の観点から規制される分野)

分類	業種・事業	外資上限比率
軍需産業	軍需品(Materiel)の開発・製造・組立・保守	40%
武器関連	銃器・弾薬・爆発物	40%
危険物	危険化学物質・危険薬品	40%
花火関連	爆竹・花火製造・販売	40%
警備	民間警備会社(Security Services)	40%
公衆衛生・風俗関連	サウナ、スチームバス、マッサージ施設等	40%
中小企業保護	国内向け企業(資本金 20 万 USD 未満)	制限あり
中小企業保護(例外)	ハイテク企業・スタートアップ等 (資本金 10 万 USD 以上)	緩和あり

<参考:日系企業が多く進出する分野>

業種	外資比率上限	備考
製造業	100%	PEZA 進出含め原則 100%外資可
食品製造業	100%	加工食品製造も可
自動車部品製造	100%	現地調達推進分野
BPO	100%	コールセンター含む
IT・ソフトウェア開発	100%	外資規制なし
卸売業・商社	100%	輸出入商社も可
再生可能エネルギー	100%	太陽光・風力・水力等
レストラン	100%	外資規制なし
不動産開発	100%	土地所有は別規制
小売業(資本金 2,500 万ペソ以上)	100%	完全自由化済
小売業(資本金 2,500 万ペソ未満)	40%	第 13 次 F ネガティブリストで明確化
広告業	30%	フィリピン資本 70%以上必要
私立学校	40%	一部例外あり
公益事業(送電・水道等)	40%	憲法規制分野

本情報は、弊行が信頼できるとされる情報ソースから入手した情報、データをもとに作成しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。
 お取引などの最終判断は、お客さまご自身で行なっていただきますようお願い申し上げます。